

06. 那覇市議会定例会規則

昭和 48 年 6 月 1 日
規則 第 15 号

改正 平成 10 年 4 月 1 日 規則第 13 号
令和元年 6 月 4 日 規則第 3 号

那覇市議会の定例会は、毎年 2 月、6 月、9 月及び 11 月にこれを招集する。
ただし、特別の事情があるときは、招集の時期を翌月に繰り下げることができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 10 年 4 月 1 日規則第 13 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和元年 6 月 4 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

[参照条文]

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)

[招集]

第 101 条 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。

② 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

③～⑦ [略]

[定例会・臨時会及び会期]

第 102 条 [略]

② 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。

③～⑦ [略]

[改正履歴]

○ 平成 10 年 4 月 1 日

従来 3 月に招集されていた定例会が、2 月に招集されることになった。(平成 10 年 3 月 16 日・本会議にて議長報告)

○ 令和元年 6 月 4 日

議会の効率的運用の観点から、従来 12 月に招集されていた定例会を 11 月に招集することとされた。(平成 31 年 2 月 4 日の議会運営委員会での決定に基づく同年 2 月 6 日付那覇市議会議長発那覇市長宛那議議第 106 号の依頼に対し、令和元年 5 月 31 日の議会運営委員会において総務部長より改正内容の報告があった。)